

年金受給資格期間短縮について

平成29年5月17日
在サイパン領事事務所

- 1 「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第84号)が、平成28年11月24日に公布され、平成29年8月1日に施行されることとなりました。
- 2 改正法により、公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮されることとなります。
- 3 日本年金機構では、改正法施行日時時点で年金の受給資格を満たしている方で、住所の把握が可能な者全員に対し、年金請求書を送付することとしていますが、海外在住の対象者の住所は把握していないため、年金請求書は送付されません。
- 4 年金請求書の送付対象となっていない場合には確実に年金最低請求手続きを行っていただくよう、日本年金機構のホームページや同機構作成の年金受給資格期間短縮の案内チラシ等で内容をご確認ください。
- 5 請求手続き等に関するご質問は日本年金機構まで直接お問い合わせください。
- 6 なお、年金受給手続きに必要な「在留証明」は当事務所で申請及び発行が可能です。

○日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/index.html>

○日本年金機構作成の年金受給資格期間短縮の案内チラシ
<http://www.nenkin.go.jp/shiraberu/kaigai.files/leafletJ.pdf>